

# 稲城市育児支援ヘルパー事業のご案内

令和7年8月

育児支援ヘルパー事業とは、産前産後の家事及び育児に支援が必要とされる家庭に、ヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児を支援する事業です。



## ◆支援内容（詳しくは裏面をご覧ください）

- ・家事援助（食事準備、片付け、買い物、掃除、洗濯など）
- ・育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴など）
- ・付き添い援助（乳幼児の健康診断や予防接種時の保護者との同行など）

◎支援は、保護者の不在時には受けられません。（注1）詳細は裏面へ

## ◆対象

- ・市内在住の母子健康手帳を交付された妊婦又は3歳未満のお子さんを養育している、児童の養育または家事に支援が必要な方。

(※)単胎児 1歳児、2歳児は保育サービスを利用していないお子さんが対象。

(※)多胎児は保育サービスと併用して3歳未満までご利用できます。

(注) 保育サービスとは認可保育園、認証保育園、保育ママなど。  
詳しくはお問い合わせください。

(※)誕生日を迎えた後も利用を継続する場合は、継続利用申請が必要です。

## ◆利用可能時間等

- ・午前8時から午後6時までの間の希望する時間。（年末年始を除く）
- ・1回につき4時間、1日につき2回までのご利用ができます。
- ・最低利用時間は利用は1時間となり、それ以降は30分単位でご利用できます。（当日の時間延長、短縮はできません）
- ・ヘルパーの派遣人数は、1人。
- ・災害発生時は、派遣停止になることがあります。ご了承ください。



こちらからお申込みできます！  
育児支援ヘルパー事業  
支援派遣申請書兼免除申請フォーム  
<http://logoform.jp/f/3mE1x>



## ◆利用時間、料金

対象者	利用時間	利用料金
単胎児：妊婦～1歳未満	60時間まで	900円/時間
：1歳～2歳未満(※)	20時間まで	
：2歳～3歳未満(※)	20時間まで	
多胎児：妊婦～1歳未満	120時間まで	妊娠中 900円/時間 出産後 500円/時間
：1歳～2歳未満	90時間まで	
：2歳～3歳未満	60時間まで	

- ・1時間を超える場合は30分単位で利用可能。30分の利用料金は1時間の半額。
  - ・利用は誕生日前日までとなります。（利用限度時間の繰り越しはできません）
  - ・利用日の前日の正午以降にキャンセルをされる場合は、キャンセル料(1時間分の利用料金)が発生します。（利用日の前日が休業日にあたる場合は、その日に最も近い営業日）
  - ・生活保護世帯や非課税世帯の方は免除あり。（キャンセル料金は免除の対象とはなりません）
- \*利用料金の支払いはオンライン決済となります。**

## 【その他の費用】

- ・付き添い援助の際に、交通費が発生する場合のヘルパーの交通費
- ・利用者宅までのヘルパーの交通費（公共交通機関の料金やヘルパーの車を駐車する場所がなく近隣のコインパーキングを利用した場合の料金）



## ◆申込み～利用までの流れ

- ① 左記 URL または二次元コードを読み込み、利用申請フォームで申請
  - ② 申請内容確認→市より申請者へ育児支援ヘルパー派遣決定通知の送付
  - ③ 市が委託している事業者との初回面談（申請者宅で行います。）
- ※①～③すべて終了後、登録完了となり、その後、利用の予約ができるようになります。
- ※申請から登録完了まで最短で7営業日ほどかかりますので、余裕をもって登録をお願いいたします。



## ◆お問合せ 稲城市あそびの広場向陽台

住所 稲城市向陽台3-2（向陽台小学校敷地内）  
電話 042-370-0106（月～金 8:30～17:00）